別記様式第２号（第４条関係）

年　　　月　　　日

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費

受領委任払制度に係る取扱確約書

美濃市長　様

届出者　住　　所

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払制度の取扱いを申し出るにあたり、次の事項を遵守することを確約します。

記

１　福祉用具販売及び住宅改修の提供に関しては、関係法令及び美濃市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。

２　福祉用具販売及び住宅改修を行うにあたっては、美濃市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他関係機関との連携に努めること。

３　正当な理由なく、介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払制度の利用を拒まないこと。

４　福祉用具販売、住宅改修及び受領委任に関して美濃市から必要な指示があった場合は、誠意をもって対応すること。

５　不正な手段により事業者登録を行った場合、不正な保険請求があった場合及び福祉用具販売及び住宅改修に関して誠実に履行できていないと市長が判断した場合は、当該登録を取り消すことについて了承すること。

６　居宅要介護被保険者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を美濃市に通知すること。

（１）不正な行為により、保険請求を受け、又は受けようとしたとき。

（２）正当な理由なく、当該福祉用具購入及び住宅改修を行うにあたって必要な手続き等に関して協力しないとき。

７　事業所の職員又は職員であった者に対して、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を他に漏らさないこと。

８　被保険者からの苦情又は相談があった場合は、被保険者の立場を考慮しながら、誠意をもって苦情処理を行うこと。また、事業者において処理し得ない内容については、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

９　福祉用具販売及び住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰す理由により、被保険者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、被保険者に対してその損害を賠償すること。

１０　福祉用具販売及び住宅改修に関する記録を整備し、福祉用具販売及び住宅改修の完了の日から５年間保存すること。